

日本国外に居住する親族に係る扶養控除等の書類の添付等義務化（案）

【現行制度】

個人住民税の扶養控除については、日本国外に居住する親族についても控除の対象となる。

（参考）

1. 扶養控除の概要

① 控除の対象となる扶養親族

納税者の親族（6親等内の血族及び3親等内の姻族）等でその納税者と生計を一にするもののうち、合計所得金額が38万円以下で16歳以上の者

② 控除額

控除対象扶養親族1人につき33万円。ただし、特定扶養親族（年齢19歳以上23歳未満）の場合は45万円、老人扶養親族（年齢70歳以上）の場合は38万円、同居老親（納税者又はその配偶者の直系尊属で、当該納税者又は配偶者との同居を常況としている老人扶養親族）の場合は45万円

（注）現行制度上、納税者は扶養控除の適用を受けるに当たり、「納税者の親族であることを確認できる書類」や「納税者が親族の生活費等に充てるための支払を行ったことを確認できる書類」等の提出が義務付けられていない。

2. 非課税限度額の概要

一定の所得金額以下の者については、個人住民税を課税しない制度。

<所得割>

$$\text{所得金額} \leq \boxed{\text{基本額}} \times \text{世帯人員数} + \boxed{\text{加算額}}$$

35万円 32万円

（注1）所得金額は、給与所得者の場合、収入金額から給与所得控除を引いた後の金額

（注2）世帯人員数は、本人、控除対象配偶者及び扶養親族（16歳未満の者を含む。）の合計数

（注3）加算額は、控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合のみ加算

（注4）均等割の非課税限度額もあり、基本額35万円及び加算額21万円に生活保護基準の級地区分に応じて率（1級地：1.0、2級地：0.9、3級地：0.8）を乗じた額を基準として条例で設定

（注）現行制度上、納税者は非課税限度額制度の適用を受けるに当たり、「納税者の親族であることを確認できる書類」や「納税者が親族の生活費等に充てるための支払を行ったことを確認できる書類」等の提出を義務付けられていない。

【見直し案】

日本国外に居住する親族に係る扶養控除等の適用を受ける納税者に対して、住民税の申告書等に以下の親族関係書類及び送金関係書類を添付し、又は当該申告書等を提出する際に提示することを義務付ける。

(注) 以下(1)又は(2)の書類が外国語により作成されている場合には、その書類の和訳文も添付等する必要。

(1) 親族関係書類

以下①又は②のいずれかの書類

- ① 戸籍の附票の写しその他国又は地方公共団体が発行した書類でその納税者の親族であることを証するもの及び当該親族の旅券の写し【納税者の親族が日本人である場合を想定】
- ② 外国政府若しくは外国の地方公共団体が発行した書類で、その納税者の親族であることを証するもの(その親族の氏名、住所及び生年月日の記載があるものに限る。)**【納税者の親族が外国人である場合を想定】**

(2) 送金関係書類

その年における次の①又は②の書類で、その親族の生活費又は教育費に充てるためのその居住者からの支払が、必要の都度、行われたことを明らかにするもの

- ① 金融機関が行う為替取引によりその居住者からその親族へ向けた支払が行われたことを明らかにする書類**【送金依頼書を想定】**
- ② いわゆるクレジットカード発行会社が交付したカードを提示してその親族が商品等を購入したこと及びその商品等の購入代金に相当する額をその居住者から受領したことを明らかにする書類**【クレジットカード利用明細書を想定】**

(注1) 書類の添付等を義務付ける所得控除の種類

扶養控除、配偶者控除、配偶者特別控除、障害者控除

(注2) 上記の見直しは、平成29年度分以後の個人住民税について適用する。